

議案第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第11条の見出しを「(低所得者の国民健康保険税の減額)」に改め、同条第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイ中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第11条の2中「第3条及び前条」を「第3条及び第11条」に、「前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(第11条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」」を「第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第11条の3に規定する特例対象被保険者等の法第703条の5第1項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。)に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第2号中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第3号中「法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは、「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当することとなる」」に改め、同条を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第11条の2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この条において「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、第4条に定める額から、15,800円を減額して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 第11条第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,740円

(2) 第11条第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,900円

(3) 第11条第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,640円

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、第5条の3に定める額から、4,450円を減額して得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 第11条第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,335円

(2) 第11条第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,225円

(3) 第11条第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,560円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る _____ 所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について 22,120円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)・(イ)・(ウ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 法施行令第56条の89第2項第2号ロに</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(低所得者の国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について 22,120円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)・(イ)・(ウ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 法施行令第56条の89第2項第2号ロに</p>

掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____
_____被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 15,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____
_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)・(イ)・(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(3) 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____
_____被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____
_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)・(イ)・(ウ) (略)

ウ～カ (略)

掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 15,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)・(イ)・(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(3) 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)・(イ)・(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第11条の2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この条において「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、第4条に定める額から、15,800円を減額して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 第11条第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,740円

(2) 第11条第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,900円

(3) 第11条第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,640円

する。次号及び第3号において同じ。)」

とする。

規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。)に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第2号中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第3号中「法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは、「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当することとなる」とする。

改正の概要

1 改正の趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、宝塚市国民健康保険税条例を改正するもの。

2 改正の内容

未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置の新設

世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する未就学児の被保険者均等割額を減額するもの。

減額する額は当該年度分の保険税に係る被保険者基礎課税額均等割額及び後期高齢者支援金等均等割額に10分の5を乗じて得た額とする。

なお、低所得者世帯に係る保険税の減額が適用されている場合は、それぞれその減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とする。

3 施行日

令和4年4月1日

4 改正後の未就学児に適用される軽減額及び均等割額（年額）

○基礎課税額均等割額

31,600円

(単位：円)

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	
<a>低所得軽減額※	22,120	15,800	6,320	0	
低所得軽減適用後均等割額 (31600-a)	9,480	15,800	25,280	31,600	
<c>未就学児軽減額 (b/2)	4,740	7,900	12,640	15,800	→今回の改正で条例に定める額
<d>未就学児軽減額適用後均等割額(b-c)	4,740	7,900	12,640	15,800	→実際に未就学児に係る均等割額

○後期高齢者支援金等均等割額

8,900円

(単位：円)

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	
<a>低所得軽減額※	6,230	4,450	1,780	0	
低所得軽減適用後均等割額 (31600-a)	2,670	4,450	7,120	8,900	
<c>未就学児軽減額 (b/2)	1,335	2,225	3,560	4,450	→今回の改正で条例に定める額
<d>未就学児軽減額適用後均等割額(b-c)	1,335	2,225	3,560	4,450	→実際に未就学児に係る均等割額

※低所得世帯に対する保険税の均等割額及び平等割額を、世帯の所得に応じて7割・5割・2割の軽減を適用する。

5 財政支援

政令により、当該減額規程による保険税につき減額した額は、一般会計から繰り入れなければならないもの。ただし、2分の1は国、残る4分の1ずつを県と市がそれぞれ負担することとなる。

保発0915第4号
年発0915第1号
令和3年9月15日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
企業年金連合会理事長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）
厚生労働省年金局長
（公印省略）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号。以下「整備政令」という。）が令和3年9月10日付けで、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第154号。以下「整備省令」という。）が本日付けで公布された。

整備政令及び整備省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 整備政令の概要

1 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）の一部改正

- (1) 世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額（低所得者世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額とすること。（第29条の7第5項関係）

(2) その他所要の改正を行うこと。

2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）の一部改正

(1) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置に関する事項

ア 改正法による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「改正後国保法」という。）第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、**毎年度市町村**（特別区を含む。以下同じ。）**が繰り入れる額は、当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が 1 (1) に定める基準に従い未就学児に係る被保険者均等割額について減額することとなる額の総額とすること。**（第 4 条の 4 第 1 項関係）

イ 改正後国保法第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定。以下「国保特会」という。）に繰り入れるものとする。こと。（第 4 条の 4 第 2 項関係）

ウ 改正後国保法第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入れについて、**国及び都道府県が行う公費の負担は、市町村が当該市町村の国保特会に繰入れが行われた年度において行うものとする。**こと。（第 4 条の 4 第 3 項関係）

(2) 財政安定化基金に関する事項

ア 改正後国保法第 81 条の 2 第 4 項の規定により行う、都道府県の国保特会における毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金を財政安定化基金に積み立て、取崩し当該特別会計に繰り入れる事業（以下「財政調整事業」という。）については、毎年度、当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合等に行うことができるものとする。こと。（第 21 条の 2 第 1 項関係）

イ 財政調整事業に係る会計は、他の財政安定化基金に係る会計と区分経理しなければならないとする。こと。（第 21 条の 2 第 2 項関係）

ウ 財政調整事業において、都道府県が当該年度に取り崩すことができる額は、当該年度の前年度の末日における財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額及び当該都道府県の国保特会において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額の合算額の範囲内の額とする。こと。

エ 国民健康保険法（以下「国保法」という。）第 81 条の 2 第 1 項の規定による財政安定化基金の貸付事業及び交付事業に係る貸付金及び交付金の額の算定に当たっては、改正後国保法第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金の額は控除すること。（第 14 条及び第 17 条関係）

(3) その他所要の改正を行うこと。

3 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正

(1) 国民健康保険税について、1 (1) に準じた改正を行うこと。

(2) その他所要の改正を行うこと。

4 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）、国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和 31 年政令第 107 号）、特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）及び印紙税法施行令（昭和 42 年政令第 108 号）の一部改正
改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

5 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）の一部改正

(1) 加入員に係る設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の割合の上限は、育児休業等（その期間が 1 月以下であるものに限る。）をした加入員の場合にあっては、当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保険料額（標準賞与額に係る免除保険料額に限る。）の 2 分の 1 に相当する額を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合までとすること。（第 3 条第 2 項関係）

(2) その他所要の改正を行うこと。

第 2 整備省令の概要

1 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）の一部改正

(1) 改正法により、未就学児に係る被保険者均等割額の減額相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国保特会に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、以下の改正を行うこと。

ア 調整対象需要額及び市町村調整対象需要額の算定にあたって、保険給付費の支給及び前期高齢者納付金の納付に要した費用から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加えること。

イ 国保令第 29 条の 7 の 2 第 2 項又は改正法による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合に交付される特別調整交付金の額の算定に当たって、市町村の平均保険料に保険料軽減制度の対象となる特例対象被保険者等の総数を乗じて得た額から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加えること。

(2) その他所要の改正を行うこと。

2 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号）の一部改正

(1) 国保法第 72 条の 3 第 1 項の規定による低所得者世帯に係る保険料の減額賦課により、毎年度市町村が一般会計から当該市町村の国保特会に繰り入れる額は、当該年度の保険料の賦課期日において、保険料減額賦課の対象であることにつき 10 月 31 日までに減額することが明らかになった被保険者が属する世帯に係る当該年度分の保険料に

ついて減額することとなる額の総額（その額が現に減額した額の総額を超えるときは当該総額）とすること。（第6条の3関係）

(2) 改正後国保法第72条の3の2第1項の規定により、毎年度市町村が一般会計から当該市町村の国保特会に繰り入れる額は、当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の10月31日までの間に減額することが明らかになった未就学児が属する世帯に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に減額した額の総額を超えるときは当該総額）とすること。（第6条の4関係）

(3) その他所要の改正を行うこと。

3 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）の一部改正

(1) 財政調整事業については、第12(2)アに掲げる場合のほか、以下の場合に行うことができるものとする。 （第25条の2関係）

ア 改正後国保法第81条の2第4項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国保特会への繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合

イ 当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える場合

ウ その他国民健康保険の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れの必要があると認められる場合

(2) 市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率の算定において、改正後国保法第72条の3の2第1項の規定による繰入金を、市町村標準算定基礎額及び都道府県標準算定基礎額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用のための収入に含めないこととすること。（第27条等関係）

(3) その他所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日等

1 整備政令

(1) 施行期日

整備政令は令和4年4月1日から施行するものとする。ただし、第1の4に掲げる事項は令和4年1月1日、第1の5に掲げる事項は同年10月1日からそれぞれ施行するものとする。

(2) 経過措置

第1の1(1)に掲げる事項は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

2 整備省令

整備省令は、令和4年4月1日から施行するものとする。